

訂正とお詫び

【2023 I N P U T 講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（I N P U T 編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【憲法】

頁数	場所	誤	正
196	d ア	下記のとおり変更	

ア 地方議会

- a **出席停止の懲罰決議**は、常に司法審査の対象となる（最大判令 2. 11. 25）

※出席停止の懲罰が科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる

▼ そこで

これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるとはいえない

▼ そうすると

出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は常にその適否を判断することができる

- b **除名処分**は、司法審査の対象となる（最大判昭 35. 3. 9）。

※除名は、身分喪失に関する重要事項で、単なる内部規律の問題にとどまらないから。